

発行所 加治木町 役場  
 発行者 曾木 隆 輝  
 担当者 向江 巧 夫  
 編集者 中元 邦 夫  
 印刷所 吉屋 印 刷



# 加しき

広報

全ご家庭に、もれなく配布

## 「統一地方選挙と有権者の心構え」

### 有権者の心構え

一月二十九日に執行された衆議院議員総選挙は、政治の浄化を大々的なネライとして国をあげての自粛ムードの中に行なわれましたわけですが、県内では相当数の買収供応等の違反が発生しており、明るく正しい選挙運動はまだまだの感を深くさせられました。

しかし今回の違反者は、世間では有識者と目される特定の人たちによってなされ、一般有権者にはあまり目だつた事件は見うけられなかつたということは、せめても幸いといえましょう。

すでに新聞やテレビ、ラジオ等によつてご承知のとおり、四月にはわたくしたちのもつとも身近な選挙といわれる地方選挙が行なわれます。四月十五日には県知事、県議会議員の同時選挙、四月二十八日には町議会議員の選挙です。

地方選挙になりますと単に一部の運動員、選挙ボス等といわれる人たちだけでなく、一般の有権者についても少額の品物や現金によつての買収事件が多く見うけられるのがこれまでの例でした。額はどんなに少なくてもこのような行為は選挙違反です。

地方自治は民主政治の基本であるとともに、住民の生活に直接身近に影響をもたらさしひいては国の政治を左右するものでありますか

ら、この代表者を選出する選挙が明るく正しく行なわれないということは、あらゆる汚職腐敗の主な要因であるといえましょう。

そこでわたくしたち有権者としては常に、政治に対する強い関心をたかめ、政治意識を強くして、選挙にあつては今までの悪い習慣や風習のカラを打ち破り、古い義理人情にとらわれず、自分で納得のゆくまで考えて本当の気持ちをつくりな表明できるような環境をつくりなおす心が必要です。

明るく正しい選挙の推進協議会は常時啓発運動を続けているのも素因はここにあるわけです。

選挙違反は候補者だけの罪ばかりでなく、われわれ有権者側にも責任があるといわれています。

候補者や運動員等が、選挙違反を犯すことができないような環境をつくりだす努力も必要ではないでしょうか。

どのように選挙制度を改正しても、完全に違反を防ぐ法はありませんといわれ、また選挙公営もあるていどの規制にしかすぎません「金をかけない選挙」とは、正常な選挙運動以外にかかる金銭や物品、私利私欲や情実等の利用による不正行為をお互いに警戒せよということではないでしょうか。

挙にするかは、有権者の姿勢と行動にかがっているわれわれ共同の責任ともいえましょう。

そこで、有権者のすべての人が「明るく正しい選挙」の運動に積極的に協力することによつてはじめて「明るく正しい選挙」が実現するのでないでしょうか。

そのためにみんなが、次のようなことに努力をし、協力しあいましょう。

▲かねてはしないようなことを、急にやるようになったり、ことばをかけたたりしてごきげんをとるようなことをする人に、だまされないように気をつけましょう。

### 立合演説会のお知らせ

すべての候補者の面影に接し、政策をじかに聞くことができるのは立合演説会しかありません。

各候補者を比較検討し直接、自分自身で判断することができる唯一の機会です。積極的に関心を持

▲特定の人たちの言いなりにならう。  
 ▲選挙に関係する人または、そのような人に寄付や飲食等を要することはやめましょう。  
 ▲選挙違反になるようなことをかかげてこそやるようなことには絶対に反対しましょう。  
 ▲乗権は政治への不参加です。んな投票しましょう。  
 ▲ラジオ、テレビ、新聞、公報、立合演説会等あらゆる機会を用いて、候補者の政治感覚や見を勉強しましょう。

つて聞きに行きましょう。  
 ◎知事選挙公営立合演説会  
 四月三日 午後二時から  
 檜城小講堂

◎県議会議員選挙任意制立合演説会  
 四月十二日  
 錦江小講堂 午後二時から  
 檜城小講堂 午後七時から

この一がのばす  
くらしをのばす  
明日を呼ぶ!

4月15日 知事選挙  
4月22日 町議会議員選挙

もうごめん選挙の  
不正・政治の腐敗

### 投票するときの注意

名字と名まえを、はつきり

#### 投票できる人

● 県知事、県議会議員選挙

○ 満二〇歳以上の日本人で永久選挙人名簿に登録されている人で四月十五日まで引続き、加治木町に住所のある人（失格者は除く）。

○ 転出した人でも引続き鹿児島県内の他の市町村に住所を移した人（居住地の市町村長の居住証明書が必要）。

#### 町議選挙

● 満二〇歳以上の日本人で永久選挙人名簿に登録されている人で、四月二十八日まで加治木町に引続き住所のある人（失格者を除く）。

#### 投票の時間

投票のできる時間は、午前七時から午後六時までです。ただし次の投票所は一時間繰り上げて締め切りの時間は午後五時までです。時間におくれてあなたの尊厳一票をむだにすることのないように気をつけてください。

第五投票区 ひなば公民館  
第六投票区 鎮守小学校

#### 入場券を忘れないように

選挙管理委員会から配られた入場券をお忘れなくご持参ください。万が一、入場券をなくしたり、当日忘れたりしても投票はできませんから、投票所の係員にその旨、お話しください。そのときは何か本人

であることを証明するものを提示してください。

#### 投票所を

まちがわないように

投票は入場券に指定された投票所でないときまませんので、入場券をよく見てください。とくに最近、転居して住所が変わった人は気をつけてください。

#### 投票の順序は県知事が先

四月十五日の県知事、県議会議員の選挙は同時選挙ですから、投票用紙はべつべつに分けてあります。記載所はべつべつに分けてありますので、最初に県知事の投票をすませて、次に県議の投票をしてください。

投票用紙はウグイス色の紙に黒刷りが知事選挙、白色紙に赤刷りが県議会議員選挙の用紙です。

#### 投票用紙の記載

投票用紙には候補者の氏名をひとり明確に書いてください。とくに、四月二十八日の町議会議員の選挙のときには名字と名まえが同じであったり、似た候補者が多いと思われるので必ず、名字、名まえとも、はつきりと書いてください。そうでないとせつかくの尊厳一票が案分しなくてはならない結果になる場合もあります。十分注意してください。

こんな投票は無効です

○ きまった用紙を用いない投票

○ 候補者でない者の氏名を記載した投票

○ ふたり以上の候補者の氏名を記載した投票

○ 候補者の氏名のほか他事を記載した投票

○ 候補者の氏名を自書しない投票

○ 候補者のだれを書いたのか確認しにくい投票

○ 単に雑事を記載したり、単に記号、符号を記載した投票

○ 代理投票について

投票用紙には自分で書くのが原則ですが、身体が不自由だったり目が見えなかったり、字が書けないために自分で投票できない人は代理投票ができますので、投票管理者に話してください。投票の秘密は絶対に守られていますから安心して申し出てください。

#### 不在者投票について

選挙当日、投票所に行つて投票できない人は、告示の日から選挙期日の前日までの間なら、不在者投票ができます。しかし、その時には必ず不在者投票をする事由の証明書が必要です。これがないと投票できません。証明する人はその事由の種類によつて違いますが所屬長または関係市町村長、医師等を指定してあります。

県知事、県議の選挙の時には、県内で始良郡外（国分市、福山町を除く）の土地に転出した人は現在居住しているところの市町村長の居住証明書も必要です。町会議員選挙の場合には、転出した人は選挙権がないので不在者投票もできません。

4月15日  
知事・県議選挙

4月28日  
町議選挙

午前7時から午後6時まで

金と義理のときの選挙のなむりふ

一票のこのいえるはつきり正しいと